

UP 長崎 8 2020

Line up

- 1面 残暑お見舞い申し上げます
- 2-3面 令和元年(令和元年7月～2年6月)税務調査概要
電子決裁システムを導入しませんか?
- 4面 税務カレンダー
- 特別編1面 医療関係のお客様へ
- 特別編2面 医業経営セミナー 開催報告
V・ファーレン長崎情報!!
- 特別編3-4面 新型コロナウイルスに係る税務上の取扱いについて

残暑お見舞い申し上げます

残暑が厳しい毎日ですが皆様いかがお過ごしでしょうか。今年の夏は新型コロナウイルス(以下コロナ)に振り回されるだけでなく7月の梅雨前線停滞に伴う大雨で全国的に被害が出ました。特に熊本県では甚大な被害でした。心からお見舞いを申し上げます。コロナに関しては長崎みなとメディカルセンターで発生したクラスター(集団発生)のニュースには正直驚きました。1日も早く収束し地域医療の中核を担う地域医療支援病院として市民の健康と命を守ってほしいものです。コロナに関して長崎大学の河野学長は「長崎市内にも無症状感染者があり、市中感染が起きている可能性がある」と指摘されました。感染防止の基本である「手洗い、マスク、換気」そして三密を避けることを心がけ、自分が感染しない、他人にうつさないようにしましょう。国立環境研究所の五箇公一氏は「コロナウイルスは、自分が感染して死ぬという恐怖ではなく、相手に感染させて死なせるかもしれない、という不安を人間に突き付ける。『自分さえ無症状ならいい』という、人間の原始的な利己性も引き出してくる」「このウイルスによって、人間は今まさに利他性と利己性という二つの本質の間で揺さぶり続けられている。利己性に傾けば、ウイルスの思うツボであり、人間の負けになる。今こそ、利他的ヒューマニティーという、人間だけが持つ武器を発揮させる必要がある」と言われました。

政府と地方自治体は経済活性化を目指して様々な対策を出しています。その一つがGoToキャンペーンです。観光客を増やすという観光産業へのテコ入れ策ですが地方にとって心配な点があります。地方は高齢者が多いのでコロナに感染したら重篤化し死亡するリスクが高い、そして都会と比較して医療体制が脆弱なのでコロナ感染者が多発すると医療体制が崩壊するリスクが高い、ということです。観光立県である長崎には重要なキャンペーンですが、都会からの観光客より地元の観光客が増えることが嬉しく安心なのかもしれませんね。地元の観光客はリピーターにもなりやすいのです。

今回のコロナ騒動は人間の生活スタイルを変えました。仕事は在宅でできる、買い物に出かけなくても通販で購入可能、食事も配達してくれる、友人とはZoomで会えるし話も飲み会もできる等々、既存のビジネススタイルが大きく変わりそうです。私たちの専門である財務に関しても見方を変える必要に迫られています。健全経営だった企業もコロナが原因で赤字を出す事例が多くなり、赤字・黒字だけで経営の判断ができなくなりました。損益計算書だけでなく貸借対照表にもより高い関心を持たざるを得なくなりました。緊急融資を受けて危機を脱した企業も多いです。融資を受けると貸借対照表の資産の部(現預金)と負債の部(借入金)が膨らみますがコロナが収束せずに経営が厳しい状態が続くと現預金が減少していきます。一方の借入金は返済の猶予がなされていることもありそのままだの金額で残っています。資金のバランスが悪化していきます。借入である以上いつかは返済しなくてはなりません。返済の原資は利益です。コロナの影響で数年間は利益が出るメドがないのなら早目に金融機関に相談し借り換え等の検討が必要です。従来からの金融機関との信頼関係が重要になりますし財務担当者の役割が大きくなりそうです。融資を受けたので一安心、と油断せずに財務戦略を再検討してください。財務に関しては弊社もお役に立ちたいと思いますのでぜひご相談願います。

皆様のご健勝を祈念申し上げます。

税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳



令和元年（令和元年7月～2年6月）税務調査概要

島原オフィス 所長
長崎オフィス 税務相談室 室長
社員税理士 **内田 尚生**

皆様、こんにちは！

今年は兔にも角にも新型コロナウイルスの影響が凄まじく、所得税の確定申告が始まる2月中旬からは税務調査も中止（延期？）となっています。万一調査官が罹患して、納税者が税務調査で感染したとなれば猛烈な非難は想像に難くありません。今後の税務行政への影響を考えれば当然の対応と言えるでしょう。

但し、調査が中止延期された納税者は一旦税務調査の対象として選定されているのですから、状況が落ち着き調査が再開された際は、優先的に調査となる可能性が高いです。通常にも増して、より適切な会計税務処理に留意いただきたいと思います。

昨年7月から今年6月までの長崎・島原オフィスにおける税務調査の状況は表のとおりです。内7件は新型コロナウイルスの影響により調査が実施されていないため、実件数は11件となります。内、是正なし（申告是認）は3件（27%、福岡・佐賀・長崎県の平均とほぼ同値）でした。約7割は何らかの指摘を受けて是正ということになりますが、その内容は役員個人の個人的支出の否認等、割と細かい指摘が多く、多額の不正や会計処理・税務判断の誤りによる指摘は殆どありませんでした。税務調査の選定は勿論個別の決算申告内容や情報が最優先ですが、地域や好況業種を念頭に置いた選定もなされます。医療・介護福祉のお客様が多い弊社特有の傾向としては、今回特定の業種をターゲットとしたような動きは感じられません。

○税務調査状況（令和元年7月～令和2年6月）

（単位：件）

対 象		地 域		担当部署		業 種	
法人	13	長崎	10	国税局	-	医療、介護福祉業	6
個人	2	島原	3	税務署（特別）（注1）	4	機械設計、建設業	4
源泉	2	諫早	2	税務署（特調）（注2）	2	中古車、部品販売業	2
相続・贈与	1	佐世保	3	税務署（一般）	12	運送業	2
						薬局	1
						商品小売業	1
						不動産貸付業	1
						相続・贈与	1
計	18		18		18		18

注1 大口、大規模で通常とは別に管理された事案を所掌する部署

2 申告もれ、不正が見込まれる可能性の高い事案を所掌する担当者

（3面へ続く ⇒）

令和元年（令和元年7月～2年6月）税務調査概要

（← 2面より続き）

税務調査で指摘、指導を受けた主な内容は以下のとおりです。

- ・ 交際費、交通費、消耗品費等に個人的な支出の混入
- ・ 過度の交際費、福利厚生費（源泉所得税対象）
- ・ 建設業における期間損益（売上計上のタイミング、仕掛工事の算定）
- ・ 外注費の実態（指揮命令系統、危険負担、時間拘束等から給与として判断）
- ・ 不動産取得時における関連費用の消費税処理
- ・ 源泉所得税（扶養控除申告書、税率、社宅、商品券、通勤手当、宿直手当等）
- ・ 各種契約書への印紙貼付

税務調査には入られないことが最良ですが、調査があっても対応に困らないよう、過去の調査で得たノウハウを蓄積分析して、お客様に情報提供します。多少面倒に感じるところもあるかもしれませんが、調査で指摘を受けて後悔されないよう、担当者の助言等に耳を傾けていただければと思います。

DXツール紹介 第1弾 IT支援課にてDXツールを紹介していきます！

電子決裁システムを導入しませんか？

株式会社内田会計事務所 IT支援課

新立 章人

新型コロナウイルスの影響で在宅勤務を導入する企業が増えています。在宅勤務が進まない理由の1つとして、決裁書類が紙であり、その書類の現物が無いと決裁できず、決裁者はこのためだけに、出社しなければならないという話をよく聞きます。

この課題を解決するのが、電子決裁システムです。クラウドシステム上で申請書類を作成し、インターネットが繋がる端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）ならどこでも申請書類を確認可能で、決裁者はそのまま承認する事ができます。

他にも以下のメリットがあります。

- ☆場所を選ばず承認可能 ⇒ 決裁のスピードが上がる
- ☆システム上で検索可能 ⇒ 書類の検索が簡単になる
- ☆紙が必要無くなる ⇒ ペーパーレス化によるコスト削減
- ☆必須項目等の設定が可能 ⇒ 記入漏れや記入ミスの防止
- ☆定期的な申請の場合、複製が可能 ⇒ 申請書作成の負担軽減

弊社では、「NI Collabo 360」の「ワークフロー」という電子決裁システムを使用しています。（1ライセンス360円 5ライセンス～）ご興味があれば、ご検討ください。

2020.8

2020.9

UP 8
2020

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31 ★1	25	26	27	28	29

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

夏季休業期間

【税務calendar】

▶ 6月決算法人の確定申告

【申告期限】8月31日(月)★1

▶ 12月決算法人の中間申告

【申告期限】8月31日(月)★1

▶ 個人事業者の令和2年分の消費税・地方消費税の中間申告

【申告期限】8月31日(月)★1

▶ 個人事業税の納付(第1期分)

【納期限】8月中において各都道府県の条例で定める日

▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

【納期限】8月中において市町村の条例で定める日



アップパートナーズグループのご案内



■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-6-1 九筋筑紫通ビル 9 階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】〒852-8008 長崎県長崎市曙町 4 番 9 号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064 (業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

【島原オフィス】〒855-0802 長崎県島原市弁天町 2 丁目 7396-4 サムティ島原ビル 2 階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀中央オフィス】〒849-0937 佐賀県佐賀市鍋島 2-2-9
TEL: 0952-33-7501 FAX: 0952-33-7511

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀伊万里)

【佐賀伊万里オフィス】〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙 1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 株式会社 SOTコンサルティング(福岡・佐賀伊万里・佐賀中央・佐世保)

【佐世保オフィス】〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町 1-13JR 九州佐世保ビル 2 階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 forte ONE(福岡)

【北九州オフィス】〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町 1 丁目 4-21
TEL: 093-512-3555 FAX: 093-512-0022

■ 司法書士法人ハートラスト(佐賀伊万里)

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索